

○海底から発見された物の取扱いに関する疑義につ
いて

昭和三十五年三月十五日 文委庶第一六号
文化財保護委員会事務局長から 各都道府県教
育委員会教育長あて通知

このことについて別紙甲のとおり照会したところ、別紙二のとおり回答
を得ましたので参考までにお知らせします。

別紙甲

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十四年八月三日 文委庶第一六号
文化財保護委員会事務局長から 法制局第
一部長あて照会

標記のことについて下記のとおり疑義がありますので貴見を承りたくお
伺いします。
なお、このことについては、事務処理上さし迫つた問題もありますので、
至急御回答をお願いします。

記

- 1 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十条に規定する
遺失物法（明治三十一年法律第八十七号）第十三条规定する同法第一
条第一項の規定により差し出される埋蔵物とは海底から発見された物
も含むと解してよいか。
- 2 文化財保護法第六十三条第二項の規定により埋蔵文化財の価格に相当
する額の報償金に対して発見者と折半して受給権を取得する当該埋蔵
物の発見された土地の所有者とは、領海内（領海）の海底については、国と解し
てよいか。
- 3 この照会を必要とする具体的な事情は次のとおりである。
昭和三十二年一月二日午前十一時三十分頃、東京都大島町岡田勝崎海

岸冲合二百五十メートルの地点において、折からあわび漁に出漁中の同
町岡田漁業組合所属船三宅丸が、水深十五メートルの海底から小判を発
見し、さらに近くの砂に埋もれていた同様のもの八枚を発見した。そこ
で同海底には、なお小判が埋もれているものと推定し、同組合の他の所
属船とともに潜水夫を入れて発掘の結果、都合七十三枚を発見した。さ
らに同月十日同様の発掘を行い引き続いて小判二十七枚、一分金三枚、
同月二十日に一分金一枚を発見し、合計小判百三枚、一分金六十三枚計
百六十六枚が引き上げられた。（大島警察署長の提出通知より）

別紙乙

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十五年二月十八日 法制局第一科第一号
法制局第一部長から 文化財保護委員会事務
局長あて回答

昨年八月三日付け文委庶第一六号をもつて照会にかかる標記の件に関
し、次のとおり当局の意見を回答する。

一 問題

(イ) 文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条规定する同
法第一条第一項の規定により埋蔵物として差し出される物件には、
海底から発見された物件を含むと解することができるか。

(ロ) 文化財保護法第六十三条第二項の規定により、同条第一項の報償
金について発見者と折半して支給を受ける土地所有者とは、領海
における海底については、国と解することができるか。

二 意見及び理由

(イ) 民法第二百四十一條及び遺失物法第十三条规定する埋蔵物とは、長
期間、土地その他の物の中に包蔵され、その所在を発見しがたい
状態にあつたため、発見された際においては、その所有権が何人
に属するかを容易に識別することができなくなつた物件をいうの

であるが、その包蔵の状態については、海底に埋没している状態を含むことはもちろん、海水等液体である物が右にいう「土地その他の物」に含まれないと解するいわれはないから、海底から発見される物件も、長期間、海底にあって、その所在を発見しがたい状態にあり、発見の際にはその所有権の帰属を容易に識別することができなかつたという要件を満たす限り、民法第二百四十二条及び遺失物法第十三条にいう埋蔵物であり、これらの規定及び文化財保護法第六十条から第六十五条までの規定の適用を受けるものと解する。

これに対しても、水難救護法第二章が「沈没品」について規定しているところからいつて、海底にある物件は埋蔵品をも含めて同法にいう沈没品であり、したがつて、お示しの物件は埋蔵物に係る前述の規定の適用を受けるべきではなく、水難救護法の第二章の規定の適用を受けるべきであるとする見解があるかも知れない。

しかしながら、水難救護法にいう沈没品とは、占有者の意志に反し、その所持を離れ、現に海底にある物件を意味するのであつて、民法第二百四十条にいう遺失物に該当し、民法第二百四十二条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきであろう。けだし、民法は、第二百四十条において、「遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有ヲ取得ス」と規定し、第二百四十二条において「埋蔵物ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有ヲ取得ス」と規定して、遺失物及び埋蔵物に対する取扱の基本を表現しているところからいつて、水難救護法上、発見者ではなく拾得者が所有権を取得することとされている沈没品（第二十八条第一項及び第二項参照）は、民法第二百四十条にいう遺失物であつて、第二百四十一

条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきは、当然だからである。

お示しの海底から発見された物件が埋蔵物であるか、沈没品であるかは、にわかに判断することはできないが、お尋ねの文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条で準用する同法第一条规定により埋蔵物として差し出される物件には、海底から発見された物件を含むかという点については、以上に述べたところにより、積極に解する。

(四) 文化財保護法第六十三条第二項は、同法第五十九条第一項又は第六十一条第二項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権が国庫に帰属する場合において、当該文化財の発見者とその発見された土地の所有者とが異なるときは、委員会は、当該文化財の価格に相当する報償金を折半して支給する旨を規定している。

ところで、領海における海底について、国が文化財保護法第六十三条第二項にいう「土地の所有者」であるかどうかの疑問が生ずるゆえんは、領海が条理上私権の対象となるものではないとされていることにあるのであるう。しかしながら、領海が条理上私権の対象となるものではないとされるのは、領海について、国が本来排他的支配権を有するものであることを否定するのではなく、むしろそのことを当然の前提とし、國以外の者が排他的支配権をもつことができるは、領海の公共性に反しないものとして、特に國からその権利を与えられた場合に限られることを意味するのであるから、國が文化財保護法第六十三条にいう「土地の所有者」であると解するのを相当とする。

以上によつてお示しの問題は、積極に解する。